

No. 11

市町村名	担当部課名	TEL	直通・内線	FAX
安城市	環境部 環境都市推進課	0566-71-2206	直 通	0566-76-1184
住 所	〒446-8501 安城市桜町18-23		担当者氏名	亀島 章広
URL	https://www.city.anjo.aichi.jp/	E-mail	kankyo@city.anjo.lg.jp	

(1) [ 補助金額 ]

(単位：円)

区分 人槽	新 設	転 換	
		油ヶ淵地域 (稗田川及び油ヶ淵流域の 各流域に区分される地域)	その他の地域
5人槽	85,000	415,000	332,000
6～7人槽	95,000	517,000	414,000
8～10人槽	115,000	685,000	548,000

(2) [ 2019年度の補助計画基数 ]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合 計
86	52	7	—	—	—	—	145

前年度実績基数 (133基)

(3) [ 補助対象地域 ]

- ・次の区域を除く地域
  - ①下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項又は同法第25条の3第1項に基づき策定された事業計画(当該年度内に策定される予定の事業計画を含む。)に定められた予定処理区域
  - ②農業集落排水処理区域

(4) [ 特定地域の有無 ] 有(油ヶ淵流域周辺)

(5) [ 補助対象条件 ]

- ・専用住宅(居宅部分の床面積が延面積の2分の1以上ある併用住宅を含む。)に次に掲げる事項のいずれにも該当する環境配慮型浄化槽を設置しようとする個人
  - ①浄化槽法第4条第2項の規定による構造基準に適合するものであること
  - ②生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90%以上の機能を有すること
  - ③放流水のBOD濃度20mg/l(日間平均値)以下の機能を有すること
  - ④合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合すること
  - ⑤全国浄化槽推進市町村協議会に登録されていること

(6) [ 欠格要件 ]

- ①浄化槽法(昭和58年法律第43号)第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認を受けずに、浄化槽を設置する者
- ②住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- ③販売の目的で浄化槽付住宅を建築(改築を含む。)する者。ただし、居住の目的で当該住宅を購入した者は、補助金の交付を受けることができる。
- ④安城市税の滞納がある者
- ⑤暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)以下「暴力団員」という。)である者
- ⑥暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員と密接な関係を有する者

(7) [ 補助金交付申請書に添付する書類 ]

- ①建築確認済証の写し及び浄化槽調書の写し又は審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- ②設置場所の案内図及び浄化槽の配置図並びに排水経路図
- ③住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- ④施工業者の浄化槽法の規定による浄化槽設備士免状の写し。ただし、昭和62年度以前の浄化槽設備士の資格者については、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証書の写し
- ⑤浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
- ⑥補助対象浄化槽の設置工事費用の見積書
- ⑦工事業者の浄化槽工事登録通知の写し又は特例浄化槽工事業者届出書の写し
- ⑧補助対象浄化槽の工事請負契約書の写し
- ⑨全国浄化槽推進市町村協議会登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C票)

- ⑩型式適合認定書別添仕様書及び図面
  - ⑪転換に伴い既存のみなし浄化槽を撤去する場合にあっては、撤去処分をする予定のみなし浄化槽の写真及び撤去処分費用の見積書
  - ⑫交付申請書の提出日前2か月以内に発行された市税を滞納していないことを証明する書類（交付申請書の提出時に市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記載されている者に限る）
  - ⑬その他市長が必要とする書類
- ※住宅の購入者が申請する時は①～⑬の他、住宅売買契約書等の写し

**（8）〔 実績報告書に添付する書類及び提出期限 〕**

- ・提出期限：市長が別に定める日（2月末日）まで
- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- ②浄化槽法定検査依頼書の副本
- ③浄化槽法定検査契約書の写し
- ④工事施工写真
- ⑤工事施工チェックリスト
- ⑥補助対象浄化槽の設置工事費用の領収書の写し
- ⑦転換に伴い既存のみなし浄化槽を撤去する場合にあっては、浄化槽廃止届の写し及びのみなし浄化槽撤去工事の施工に係る写真
- ⑧浄化槽使用開始報告書の写し又は浄化槽工事完了報告書の写し
- ⑨実績報告書の提出日前2か月以内に発行された市税を滞納していないことを証明する書類（ただし、実績報告書の提出時点において市内に在住していないものにあつては安城市税の課税がないことの確認書兼確認同意書
- ⑩その他市長が必要と認める書類

**（9）〔 その他 〕**

- ①新增築を伴わず、既設のみなし浄化槽を撤去して浄化槽を設置する場合には、(1)の補助金額に10万円を上乗せする
- ②既設のみなし浄化槽の有効利用（雨水貯蓄槽など）に工事費用の2/3（3㎡未満：7万5千円、3～10㎡：10万円、10㎡以上：15万円まで）の補助を行っている

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください